

-年金の話（続き）

- 1) 未支給年金と遺族年金は両方もらえるか？

もらえます。相続課税非対象ですが一時所得になります。

- 2) ケーススタディ

老齢厚生年金を受給していた 68 歳のご主人が亡くなられた場合の奥様が受け取れる年金を 3 つのケースで考察しましょう。

① 奥様が 65 歳以上の場合

奥様の老齢厚生年金が全額支給されます。そのうえで、ご主人の遺族厚生年金（老齢厚生年金の 4 分の 3）と奥様の老齢厚生年金を比較して、ご主人 > 奥様の場合は、その差額が受け取れます。従って、奥様は自身の老齢年金（厚生・基礎）と遺族厚生年金差額が遺族厚生年金として受け取れます。

② 奥様が 65 歳未満で在職老齢年金受給者でない場合

ご主人の老齢厚生年金の 4 分の 3 と中高齢寡婦加算が受け取れます。この奥様が老齢基礎年金（65 歳到達）を受け取れるとき、中高齢寡婦加算がなくなりますが、これによりこれまでの年金額が減る場合があります。

この救済措置として昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの奥様に「経過的寡婦加算」がもらえます。

* 中高齢寡婦加算

ご主人の死亡時 40 歳以上の子のない奥様に支給される。

③ 奥様が 65 歳未満で在職老齢年金受給者である場合

遺族厚生年金の 4 分の 3 と自身の在職老齢年金と比較して多い方を受給します。

両方はもらえません。

3) 年金は併給されるのか？

何番が誤りでしょう？

- ① 老齢基礎年金＋老齢厚生年金
- ② 障害基礎年金＋障害厚生年金
- ③ 遺族基礎年金＋遺族厚生年金
- ④ 障害基礎年金＋老齢厚生年金
- ⑤ 障害基礎年金＋遺族厚生年金
- ⑥ 老齢基礎年金＋遺族厚生年金
- ⑦ 老齢基礎年金＋障害厚生年金
- ⑧ 老齢基礎年金＋障害基礎年金
- ⑨ 遺族基礎年金＋老齢基礎年金

オフィス Tsuji

社会保険労務士 辻 雅宏

090-8735-2850